

策定趣旨

- (1) 生息域が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している**ツキノワグマの管理の方針を策定**。
- (2) 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減のため、**個体数管理、生息環境管理、被害防除対策**を計画に位置付け。
- (3) 個体数管理に当たり、生息状況調査を踏まえた**個体数推計**を行ったうえで、**管理目標数を設定**。

計画期間

令和9年度～令和13年度（5年間） ※現計画期間を踏襲

計画策定での主な検討項目

環境省ではツキノワグマの個体数の削減・管理の徹底を推進するため、令和8年4月に**計画策定ガイドライン**を改定。これらを踏まえつつ、以下の視点を検討。

【項目】

- ・ **個体数推計を踏まえた個体数管理（捕獲）目標の設定**
（県境を越えた北奥羽個体群では近隣県との調整を実施）
- ・ **ゾーニングによる生息環境管理の実施**（緩衝帯整備）
- ・ **一層の被害防除対策の推進**（人身被害・農林業被害防除）

スケジュール

学識経験者等で構成される「**ツキノワグマ管理検討協議会**」での検討を重ね、令和9年3月末に策定。

時期	内容
令和8年 6月12日	第1回ツキノワグマ管理検討協議会 （個体数推計提示・方向性協議）
8月～10月	第2回ツキノワグマ管理検討協議会 （素案協議）
12月上旬	・ 県議会環境福祉委員会説明
12月中旬	パブリックコメント開始 （～1月中旬まで実施）
令和9年 1月下旬	第3回ツキノワグマ管理検討協議会 （最終案協議）
3月中旬	・ 県議会環境福祉委員会説明
3月下旬	策定・公表